

# 令和6年度三重県計画にかかる地域医療介護総合確保基金事業（医療分）の 提案募集要項

## 1 趣旨

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が創設されました。この制度により、県が造成した基金（地域医療介護総合確保基金）を充てて、医療及び介護の総合的な確保に取り組む事業が「地域医療介護総合確保基金事業」です。

県では、毎年度「地域医療介護総合確保基金事業」を登載した三重県計画を作成し、各種の事業を実施しています。

今回、「令和6年度三重県計画」に登載する新規事業の提案を募集します。

なお、基金の財源には、消費税増収分等が活用され、国が2/3、県が1/3を負担しています。

## 2 対象事業

以下の（1）～（5）に該当する事業が対象となります。対象事業の詳細は厚生労働省提示の対象事業例（資料1「事業例別分類表」）を参照してください。

- （1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（区分①-1）
- （2）地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（区分①-2）
- （3）居宅等における医療の提供に関する事業（区分②）
- （4）医療従事者の確保に関する事業（区分④）
- （5）勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（区分⑥）

## 3 募集期限

令和5年9月15日（金）

## 4 事業提案方法

○「事業例別分類表」（資料1）や、県が令和5年度に基金充当を予定している「事業案一覧」（資料2）を参考に、県で新たに実施（制度化）すべき事業を検討し、事業提案書・積算資料により提出していただきます。

○事業提案にかかる留意点は以下のとおりです。

### ① 対象とならない事業

医療・介護サービスの提供体制改革との関連が無いものや、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているもの、または措置が可能なものは原則対象外です。また、地域の医療課題の解決とならないような個別の病院等のための事業については対象外となります。（例：一般的な設備の導入や更新、人件費の補助等）

## ② 補助率

事業者の資産の形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めることとされていることから、施設整備事業等のハード整備については、補助率は1/2程度となります。その他の事業については、既存の類似事業の補助率を参考に決定します。

## ③ 対象となる事業期間

令和6年度中に事業を実施・完了するものに限り、ただし、施設整備に限り、事業期間が複数年度に及ぶ場合、年度ごとの成果を明確に区切ることができるものであれば、令和6年度分の実績は対象となります。

## ④ 自治体実施事業の取扱い

自治体を実施する事業については、民間事業者を対象とする研修など、民間事業者や住民に広く恩恵を及ぼすものは基金の対象となりますが、自治体の行政経費（検討会経費等）については、対象となりません。

## ⑤ 既存事業について

県で既に実施している（制度化されている）事業については、今回の事業提案の対象ではありません。参考に、令和5年度の補助制度等一覧（資料3）を添付します。

## 5 今後のスケジュール

令和5年9月15日（金）	事業提案締切
締切後1か月程度	県による事業者ヒアリング

## 6 その他

- （1）令和4年度県計画については、以下のサイトで確認ができます。  
<http://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/87340000001.htm>
- （2）国からの基金の内示状況等によっては、以下の可能性があります。
  - ・必ずしも提案のとおり事業採択とはなりません。
  - ・厚労省提示の「事業例別分類表」（資料1）の内容が変更される場合があります。